

県立高等学校(定時制)のいじめ重大事態の調査結果の概要について

1 被害生徒 1年男子

2 加害生徒 1年男子AおよびB

3 事案の概要

- (1) 令和元年5月11日(土)20時30分ごろ、大型商業施設およびその周辺において、被害生徒の髪の毛を加害生徒A、Bらが切った。(以下「事案1」)
- (2) 令和元年6月18日(火)23時40分ごろから翌日の未明にかけて、路上において、加害生徒Aが被害生徒に対して、殴る蹴る等の暴行を加えた。(以下「事案2」)

4 重大事態の調査実施に至った経緯

加害生徒Aは、事案1を起こした後に、警察と連携している学校から指導を受けていたにもかかわらず、事案2を起こした。

被害生徒は非常に恐怖を感じて、心身に重大な被害を受けている。そのため、いじめ防止対策推進法第28条第1項に該当することから重大事態として、当該校のいじめ対策委員会に外部専門家(弁護士・臨床心理士)を派遣し調査(令和元年9月9日～令和2年6月18日)を実施した。

5 調査結果概要

(1) 本いじめ事案の背景について

被害生徒と加害生徒らは中学校卒業後すぐに遊び仲間となっていた。高校入学後、被害生徒は加害生徒Aから肩パンチ等の暴行を受けたり、使い走りをさせられたりしていた。また、加害生徒らとは別の友人(校外)の母親が所有するバイクの売買の話があり、なかば強制的に被害生徒に譲渡された。この頃から被害生徒は加害生徒Aらとの関係が嫌になっており、母親の勧めもあり加害生徒らとの連絡を絶っていた。被害生徒は加害生徒やその友人らを恐れていたが、嫌がっていることを知られると何をされるか分からない等と考え、その場限りの言い訳をしていた。その結果、加害生徒らの不信感を更に招き、5月11日、事案1が発生した。

事案1の後、学校は加害生徒Aへの特別指導を行った。家庭謹慎中、加害生徒Aの態度は、日がたつにつれ、落ち着いては来ているように見えた。加害生徒Aは、学校に戻ることを念頭に置いていたため、被害生徒に対して謝罪しようとは考えていた。しかし加害生徒Aは、被害生徒が生徒指導上の問題行動をしていても誰からも何も注意されておらず不公平であり、自分ばかりが悪者にされているという考えを最後まで拭い去ることはできなかった。

このような中で加害生徒Aは、周囲に被害生徒と話がしたいから呼び出してほしいと話していた。6月18日、これに応じて加害生徒Bが被害生徒を大型店舗まで連れていき、事案2が発生した。

(2) 学校および教育委員会のおもな問題点

- ① 本来ならば、働きながら学ぶという定時制高校の生活状況を考慮した指導をすべきであったところであったが、入学式後の早い段階において、金銭トラブル等の消費者問題を含めた法律や社会のルールについての指導ができていなかった。
- ② 本件は行為において被害者と加害者という立場が明らかであったため、それぞれの行動につながる心理を含めた事実確認が不十分であった。そのため特に、加害生徒らの行為の背景を踏まえた適切な指導が不十分であり、反省を促すまでには至らず、事案2を再発させることになった。

(3) 再発防止に向けて、学校・教育委員会のとるべき具体的な取組

- ① 弁護士等による法教育の実施
- ② 生徒の見守り体制の見直し
- ③ 生徒の思いを十分聴いたうえで、背景を含めた個々の状況に応じた生徒指導の充実
- ④ 臨床心理士等による、怒りの感情と上手に向き合い、コントロールするための心理トレーニングの実施
- ⑤ 県教育委員会の適切な学校支援と関係機関連携、専門家活用の充実

6 調査結果を受けての対応

- 6月30日(火) 当該校から県教委に調査報告書が提出された。
7月10日(金) 当該校校長と県教委が被害者側に調査結果を説明した。
7月14日(火)、22日(水) 当該校校長と県教委が加害者側に調査結果を説明した。
8月5日(水) 被害者側が意見書を提出された。
8月7日(金) 調査報告書に意見書を添えて、知事部局へ報告した。

県立学校における重大事態発生時の対応フロー図

重大事態(法第28条第1項)
 ①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 ②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
 ③児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったとの申立てがあった場合

